

携帯電話料金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）の用務により、私物の携帯電話を用いて通話（電波を用いた通話に限り、データ通信での通話は含まない）をする場合にかかる携帯電話料金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(業務使用)

第2条 携帯電話を使用することが本会の用務上必要であると認められる業務執行理事について、個人契約の携帯電話（以下、「携帯電話」という。）を用務において使用することを認める。

(携帯電話料金手当)

第3条 理事会が必要と認めた業務執行理事に対し携帯電話料金手当を支給する。

- 2 携帯電話料金手当———契約している携帯電話会社の基本使用料および通話料の合計の範囲内でその一部を支給する。具体的な支給額は理事会で決定する。

(本会の責任)

第4条 本会は、次に掲げる事項については、一切責任を負わない。

- (1) 携帯電話会社に対する使用料金の支払い
- (2) 携帯電話の置き忘れ、盗難、損傷
- (3) その他所有者が責任を持つべきこと

(委任)

第5条 この規程で定められていない事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、令和元年11月29日から施行する。